

第1編

国内政治

第1章 岸田内閣について

第1節 第211回国会 施政方針演説

1 施政方針演説のポイント

2023年（令和5年）1月23日、通常国会が召集され、岸田内閣総理大臣は、衆参両院の本会議において、施政方針演説を行った。なお、この演説は、マスクを着用せずに行われた（3年ぶり）。

■第211回国会における岸田内閣総理大臣の施政方針演説のポイント

防衛力の抜本的強化	5年間で43兆円の防衛予算を確保し、相手に攻撃を思いとどまらせるための反撃能力の保有、南西地域の防衛体制の抜本強化、サイバー・宇宙など新領域への対応、装備の維持や弾薬の充実、海上保安庁と自衛隊の連携強化、防衛産業の基盤強化や装備移転の支援、研究開発成果の安全保障分野での積極的活用などを進めていく。
構造的な賃上げ	これまで着実に積み上げてきた経済成長の土台の上に、持続的に賃金上がる「構造」を作り上げるため、労働市場改革を進めていく。
GX（グリーントランスフォーメーション）	官民で、10年間、150兆円超の投資を引き出す「成長志向型カーボンプライシング」。国による20兆円規模の先行投資の枠組みを新たに設けます。徹底した省エネ、水素・アンモニアの社会実装、再エネ・原子力など脱炭素技術の研究開発などを支援していく。

DX(デジタルトランスフォーメーション)	本人確認が必要な、あらゆる公的・民間サービスを簡単・便利に利用できる社会を創るため、官民で取り組んでいく。また、アナログ規制の一括見直しにも取り組む。
こども・子育て政策	年齢・性別を問わず、皆が参加する、従来とは次元の異なる少子化対策を実現したい。

2 マイナンバーカードの団体区分別交付・保有枚数等について(令和5年11月末時点)

総務省によれば、2023 年（令和 5 年）11 月末時点における「マイナンバーカードの団体区分別交付・保有枚数等」は、以下のようになっている。

■マイナンバーカードの団体区分別交付・保有枚数等について(令和5年11月末時点)

区分	人口※	交付枚数 (累計)	保有枚数	人口に 対する 保有枚 数率
全国	1億 2,541 万 6,877 枚	9,709 万 3,626 枚	9,136 万 4,630 枚	72.8%
政令指定都市	2,747 万 3,490 人	2,114 万 3,905 枚	1,992 万 1,006 枚	72.5%
特別区・市(政 令指定都市を 除く)	8,750 万 9,892 人	6,776 万 9,277 枚	6,373 万 5,418 枚	72.8%
町村	1,043 万 3,495 人	818 万 444 枚	770 万 8,206 枚	73.9%

※2023 年（令和 5 年）1 月 1 日時点

なお、2023 年（令和 5 年）4 月 6 日に公表された警察庁の『運転免許統計令和 4 年版』によれば、運転免許保有者数は 8,184 万 549 人であるから、運転免許証の保有者数よりもマイナンバーカードの保有枚数のほうが多いこととなる。

第2節 主要政策

1 はじめに

岸田内閣では、「新しい資本主義」を通じて、成長と分配の好循環を成し遂げるとしている。

他にも、社会全体でこども・子育てを支える社会の構築、教育制度の確保、社会保障制度の持続可能性の向上等を通じ、分厚い中間層を復活させていくとしている。

さらに、政策運営の国際的なコンセンサス形成と同志国等との連携強化に向けた議論をリードしていくとしている。

2 主要政策① 新しい資本主義

「時代の転換点」とも言える構造的な変化と課題に直面する中、賃上げや企業の投資意欲など足下の前向きな動きを更に力強く拡大すべく、新しい資本主義の実現に向けた取組を加速し、新時代にふさわしい経済社会の創造を目指していく。

■主要政策① 新しい資本主義

構造的賃上げの実現・ 分厚い中間層の形成	30年ぶりとなる高水準の賃上げを持続的・構造的なものとするため、「人への投資」を強化し、「リスクリングによる能力向上支援」「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」「成長分野への労働移動の円滑化」の三位一体の労働市場改革を進めていく。 あわせて、金融資産所得の拡大などにより家計所得の増大を図るとともに、多様な働き方の推進等を通じ企業の生産性を向上させ、さらなる賃上げにつながる社会を創る。少子化対策・こども政策の抜本強化等に取り組むことを通じ、分厚い中間層を形成していく。
---------------------------------	--

国内投資の活性化	バブル期以降高水準となる 100 兆円を超える国内投資など企業の高い投資意欲が醸成されている。市場に任せるだけでは過少投資となりやすい分野について、官民連携を進め、的を絞った公的支出を行い、これを呼び水として民間投資を拡大させていく。そして、30 年間続いてきたデフレ経済、コストカット経済から脱却し、未来への投資によって成長する経済をつくり上げていく。 そのため、特に、半導体・蓄電池・データセンター・バイオといった戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行い、大規模な立地・投資を計画できるよう、世界に遜色ない水準で、税制・予算面での支援を検討していく。そのうえで、年末(2023 年)に向けて、世界に伍して競争できる投資支援パッケージを作っていく。
デジタル社会への移行	デジタルの活用により、一人一人のニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指す。また、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めていく。

3 主要政策② こども・子育て政策

少子化は我が国の社会経済全体に関わる先送りのできない「待ったなしの課題」である。若い世代の誰もが結婚や、子供を産み育てたいとの希望がかなえられるよう、将来に明るい希望を持てる社会を目指し、不退転の決意で取り組んでいく。

このままでは、2030年代に入ると、我が国の若年人口は現在の倍速で急減することになり、少子化はもはや歯止めの利かない状況になる。2030年代に入るまでの6～7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスである。このため、以下の具体的政策について、「加速化プラン」として、今後3年間の集中取組期間において、できる限り前倒しして実施していく。

■主要政策② こども・子育て政策

子育ての経済的支援	児童手当の拡充、出産・高等教育費の負担軽減等の経済的支援を強化し、若者世代が経済的な不安を覚えることなく、希望どおり結婚・出産・子育てを選択できるようにしていく。
全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	全てのこども・子育て世帯について、親の働き方やライフスタイル、こどもの年齢に応じて、切れ目なく必要な支援が包括的に提供される、総合的な制度体系を構築していく。
共働き・共育での推進	少子化には、社会構造や人々の意識に根差した要因が関わっている。個々の政策をいかにするため、社会全体の構造や意識を変えることが必要である。育児休業を取りやすい職場づくり、働き方改革を進めていく。
安定財源の確保と予算倍増	次元の異なる少子化対策を実現するに当たり、今後3年間の集中取組として「加速化プラン」を実施するほか、こども政策を総合的に推進するため、「こども未来戦略」、「こども大綱」を策定し、こども家庭庁予算の倍増を目指す。不退転の決意を持って、スピード感を持って実行していく。

4 主要政策③ 外交・安全保障

国際秩序が重大な挑戦にさらされる歴史の転換期において、G7広島サミットの成果も踏まえ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のための外交を積極的に展開していく。

■主要政策③ 外交・安全保障

法の支配※に基づく自由で開かれた国際秩序	国際社会が歴史的転換期にある中、世界を分断や対立ではなく協調に導くべく、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化していく。
我が国の平和と安定を守り抜く	我が国を取り巻く安全保障環境が戦後最も厳しく複雑になる中、我が国の領土、領海、領空、そして、国民の生命と財産を断固として守り抜く。
地球規模の課題に向き合い、人類に貢献し、国際社会を主導する	G7議長国や国連安保理非常任理事国としての取り組みを通じて、核軍縮・不拡散、感染症対策、気候変動などの課題解決を着実に推進していく。

※法の支配…人権保障と権力濫用の抑制をすることを目的として、すべての権力に対して法の優越を認める考え方のこと

5 主要政策④ 国民生活の安心・安全

国民の皆様の安全・安心な暮らしを守り抜くことは、政府最大の責務である。防災・減災、国土強靱化、東日本大震災の被災地の復興を始め、国民が、安心して豊かな暮らしを送ることができるよう、全力を尽くしていく。

■主要政策④ 国民生活の安全・安心

防災・減災、国土強靱化の推進	激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化等の国家の危機への対応は、先送りのできない重要な課題である。
自然災害からの復旧・復興の加速	東北の復興なくして、日本の再生なし。地元の声に寄り添い、東日本大震災からの復興に、引き続き全力で取り組む。
安全・安心な暮らしの確保	良好な治安を確保し、国民の皆様の安全・安心な暮らしを守り抜くことは、政府最大の責務である。また、感染症対策については、万全の備えをしながら、国民が、安心して豊かな暮らしを送ることができるよう、全力で取り組んでいく。

第2章 「こども家庭庁」の創設

第1節 「こども家庭庁」4月発足

2023年（令和5年）4月1日、大人が中心になっていたこの国や社会の形を「こどもまんなか」へと変えていく司令塔として、こども家庭庁が発足した。

なお、同日には「こども基本法」が施行されている。

■「こども基本法」について

目的	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。
基本理念	① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受けられる機会が等しく与えられること ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保 ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

■ こども家庭庁の特徴

①	内閣府の外局として、こども家庭庁を設置
②	こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする
③	こども家庭庁の所掌業務
	分担管理業務 (自ら実施する 事務) ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進 ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援 ・こどもの保育及び養護 ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備 ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保 ・子ども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進 ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進 ・こどもの保健の向上 ・こどもの虐待の防止 ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備 ・こどもの権利利益の擁護(他省の所掌に属するものを除く) ・こども大綱の策定及び推進 等
	内閣補助事務 (内閣の重要政策に関する事務) ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整 ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整 ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

④	資料の提出要求等	こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする
⑤	審議会等及び特別の機関	こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議するこども家庭審議会等を設置し、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等の機能を移管するとともに、こども基本法の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議とする

第2節 「こども大綱」の決定

2023年（令和5年）12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定された。政府全体のこども施策は、こども家庭庁のリーダーシップの下、「こども大綱」に基づき、推進していくこととなる。

「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととなる。

■「こども大綱」の概要

基本的な方針	① こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること ② こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと ③ ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること ⑥ 施策の総合性を確保すること
--------	---

これまでにはない、 初めての試み	① 目指す「こどもまんなか社会」の姿を、こども・若者の視点で描き、それに対応する目標を定めた ② こども・若者が「権利の主体」であることを明示するとともに、こどもや若者・子育て当事者と「ともに進めていく」とした ③ 政策に関する重要事項について、こども・若者の視点でわかりやすく示すため、こども・若者のライフステージごとに提示した ④ こども大綱の下で具体的に進める施策について、今後、毎年、「こどもまんなか実行計画」を策定し、骨太の方針や各省庁の概算要求などに反映することにした ⑤ こども・若者、子育て当事者を始めとする様々な者から、対面・オンライン・チャット、パブリックコメント、アンケート、ヒアリング、児童館や児童養護施設への訪問など、様々な方法で意見を聴き、いただいた意見を反映するとともに、こどもや若者にもなるべくわかりやすくフィードバックした
-----------------------------	--